

○茨城県警察用航空機の運用に関する訓令

平成2年3月1日
本部訓令第3号

〔沿革〕平成4年6月本部訓令第10号、5年3月第7号、6年9月第21号、10月第24号、7年3月第5号、8月第14号、8年10月第15号、11年3月第3号、13年3月第1号、16年6月第10号、17年1月第1号、3月第6号、7月第15号、12月第21号、19年3月第4号、27年2月第4号、28年12月第21号、29年3月第7号、令和元年12月第9号、3年2月第1号、4年3月第4号改正

茨城県警察用航空機の運用に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察用航空機の運用に関する訓令

茨城県警察航空機の使用管理に関する訓令（昭和54年茨城県警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、茨城県警察における航空機の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 航空機の運用については、航空関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによるものとする。

（航空機運用の基本的な心構え）

第3条 航空機の運用に当たっては、規則第7条第1項に規定する任務を達成するため、警備部機動隊その他の所属のほか、他の警察部門と相互に連携を図るとともに、航空機の有する特性を活用して、県内の治安情勢に即した活動を効率的に推進するよう努めなければならない。

（航空基地及び活動区域）

第4条 航空機の航空基地は、茨城県警察航空隊（以下「航空隊」という。）基地とし、その活動区域は県内全域とする。

（運用責任者）

第5条 航空機運用の責任者は、警備部警備課長（以下「警備課長」という。）とする。
2 警備課長は、警備部長の命を受け、航空機の運用について統括するものとする。

（運航責任者）

第6条 規則第9条に規定する運航責任者は、警備課長が航空法（昭和27年法律第231号）第2条第3項に規定する航空従事者たる警察官の中から指名するものとする。

(安全担当者)

第7条 規則第10条第1項に規定する安全担当者は、警備課長が航空従事者の中から指名するものとする。

第2章 航空機の運用

(運用)

第8条 航空機による活動は、警備活動、警ら活動及び支援活動とする。

(警備活動)

第9条 航空機による警備活動においては、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害警備のための活動
- (2) 警衛、警護等の警備のための活動
- (3) 特定施設等の警戒警備のための活動
- (4) その他警備警察の任務を達成するために必要な活動

(警ら活動)

第10条 航空機による警ら活動においては、警ら区域及び警ら路線（以下「警ら区」という。）について、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地形、地物、地理、交通の状況、公害の発生状況その他の県内の実態を掌握するための活動
- (2) 防犯、交通安全、災害の予防等の広報のための活動
- (3) 航空従事者の訓練のための活動

2 警ら活動は、原則として2人以上の警察官が搭乗して行うものとする。

(支援活動)

第11条 航空機による支援活動においては、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 緊急配備のための活動
- (2) 救難救助又は急病人の搬送のための活動
- (3) 事件、事故等の発生時における被疑者等の検索、状況把握等の活動
- (4) 捜査員等の搬送のための活動
- (5) 他の都道府県警察への応援派遣による活動
- (6) その他警備警察以外の部門の業務を支援するための活動

(待機)

第12条 航空隊の職員は、航空機による活動を行わないときは、事件、事故が発生した場合に直ちに出勤できる態勢を保持しつつ、航空機、無線機器その他の装備資器材の点検整備及び書類の作成、整理等に当たるものとする。

(警ら区)

第13条 航空機警らの警ら区は、次表のとおりとする。

警ら区域	県央区域	水戸警察署、ひたちなか警察署、那珂警察署、大宮警察署の管轄区域
	県北区域	太田警察署、大子警察署、日立警察署、高萩警察署の管轄区域

	鹿行区域	銚田警察署、鹿嶋警察署、神栖警察署、行方警察署、稲敷警察署の管轄区域
	県西区域	笠間警察署、筑西警察署、下妻警察署、桜川警察署、結城警察署、常総警察署、古河警察署、境警察署の管轄区域
	県南区域	竜ヶ崎警察署、牛久警察署、土浦警察署、石岡警察署、つくば警察署、取手警察署の管轄区域
警ら路線	A路線	海岸線及び国道51号、国道245号沿線
	B路線	J R常磐線及び国道6号沿線
	C路線	J R水戸線及び国道50号沿線
	D路線	利根川流域

(運航計画)

第14条 運航責任者は、規則第8条第2項の月別運航計画を作成し、警備部長に報告しなければならない。

2 前項に規定する月別運航計画の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 活動区分
- (2) 警ら区
- (3) 運航時間
- (4) 整備区分
- (5) その他必要な事項

第3章 航空機による支援要請等

(支援要請手続)

第15条 所属長（茨城県警察処務に関する訓令（昭和46年茨城県警察本部訓令第10号）第2条第2号に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、航空機による支援を必要とする場合は、航空機支援要請書（別記様式第1号）により警備課長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請することができる。

(支援承認)

第16条 本部長は、前条の要請があった場合は、その飛行目的、飛行内容、離着陸場所、飛行時間等について審査の上、支援を承認するものとする。

2 航空隊の隊長（以下「航空隊長」という。）は、前条の規定により支援を承認したときは、航空機支援要請承認簿（別記様式第2号）に当該承認の内容を記録するものとする。

(搭乗者の身分確認)

第17条 航空隊長又は機長は、前2条の手続により航空機に搭乗させる場合は、搭乗者の身分を確認の上、搭乗させなければならない。

(警察職員以外の者からの支援要請)

第18条 本部長は、茨城県の部局長から航空機による支援の要請を受けた場合は、その目的、飛行内容、離着陸場所、飛行時間等について審査の上、支援を承認するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、本部長は、警察職員以外の者から航空機による支援の要請を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支援を承認することができる。
 - (1) 交通安全、生活安全活動等の業務を関係団体等と共同して推進する場合
 - (2) 警察活動と密接な関係にある業務を推進する場合
 - (3) 前2号のほか、特に支援の必要を認めた場合
- 3 前項の支援要請は、当該業務を主管する所属長を経由して要請するものとし、前3条の規定を準用する。
- 4 本部長は、第1項及び第2項の規定により警察職員以外の者を搭乗させる場合は、誓約書（別記様式第3号）を提出させなければならない。

第4章 安全運航

（安全運航）

第19条 運航責任者及び安全担当者は、常に関係法令の研究と技術の向上を図り、航空機の安全運航の確保と業務の円滑な遂行に努めなければならない。

（搭乗者の遵守事項）

第20条 搭乗者は、搭乗を承認された以外の飛行を機長に要求してはならない。

- 2 搭乗者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 飛行中は、機長の指示に従うこと。
 - (2) 飛行中は、機内の機器にみだりに手を触れないこと。
 - (3) 飛行中は、機外に物を投げないこと。
 - (4) 機長の許可なく機内又は機体付近で喫煙しないこと。
 - (5) 携行品（カメラ、かばん等）があるときは、あらかじめ機長に申し出て、機内への持ち込みの許可を受けること。

（飛行の中止等）

第21条 運航責任者又は機長は、航空機の運航に際し、気象条件その他の事情により安全な運航ができないおそれがあると認めるときは、飛行の中止、飛行日時の変更、搭乗人員の制限、飛行方法の変更等の措置をとることができる。この場合において、運行責任者又は機長は、その旨を警備課長及び搭乗申請者に報告（通報）しなければならない。

（飛行安全基準）

第22条 警備課長は、飛行の安全を図るため、航空関係法令に定めるもののほか、飛行に関する安全基準を定めることができる。

第5章 事故発生時の措置

（機長の措置）

第23条 機長は、飛行中において発動機の故障、気象の急変その他の理由により航空機に危難が生じた場合又は危難が生ずるおそれがあると認めるときは、人命の安全を図るための必要な措置を講ずるとともに、最寄りの航空管制機関及び地域部通信指令課長に緊急通信を行わなければならない。

機長は、規則第15条第2項に規定する特定事故が発生したときは、無線通信その他の方法により、最寄りの航空管制機関に通報するとともに、警備課長を経由して警備部長に報告しなければならない。

(航空機事故の調査)

第24条 本部長は、航空機事故が発生したときは、当該航空機事故の原因を明らかにするため必要な調査を行い、必要に応じ事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

2 前項に規定する委員会は、本部長が指名又は委嘱する委員をもって構成するものとする。

3 委員会の運営は、別に定める。

第6章 雑則

(臨時発着場)

第25条 本部長は、航空機の効率的運用を図るため、規則第18条の規定により臨時発着場（次項において「臨時発着場」という。）を指定するものとする。

2 警察署長は、臨時発着場の指定、指定の変更等の必要を認めるときは、航空機臨時発着場候補地調査表（別記様式第4号）により警備課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(整備状況報告)

第26条 警備課長は、規則第22条に規定する検査を行い、本部長に報告しなければならない。

(活動日誌)

第27条 航空隊長は、活動日誌を備え付け、航空機の運用及び管理状況を明らかにしておかななければならない。

(報告)

第28条 警備課長は、毎月5日までに前月の航空機搭乗記録表（別記様式第5号）を作成し、警備部長に報告するものとする。

(細則)

第29条 この訓令の実施に関し必要な事項は、警備課長が定める。

附 則

この訓令は、平成2年3月1日から施行する。

附 則 （平成4年6月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 （平成5年3月11日本部訓令第7号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 （平成6年9月30日本部訓令第21号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月31日本部訓令第24号)
この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月16日本部訓令第5号)
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年8月23日本部訓令第14号)
この訓令は、平成7年9月1日から施行する。

附 則 (平成8年10月21日本部訓令第15号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月11日本部訓令第3号)
この訓令は、平成11年3月18日から施行する。〔以下略〕

- 附 則 (平成13年3月19日本部訓令第1号)
- 1 この訓令は、平成13年3月29日から施行する。〔以下略〕
 - 2 この訓令の施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 (平成16年6月24日本部訓令第10号)
この訓令は、平成16年6月24日から施行する。

附 則 (平成17年1月13日本部訓令第1号)
この訓令は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1)・(2) 〔略〕
- (3) 〔前略〕第13条〔中略〕の規定 平成17年3月22日
- (4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成17年3月28日

附 則 (平成17年3月17日本部訓令第6号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成17年7月28日本部訓令第15号)
この訓令は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 〔略〕
- (2) 〔前略〕第16条〔中略〕の規定 平成17年9月2日
- (3) 〔略〕
- (4) 〔前略〕第17条〔中略〕の規定 平成17年10月1日
- (5) 〔略〕

附 則 (平成17年12月8日本部訓令第21号)

この訓令は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 〔前略〕第12条〔中略〕の規定 平成18年1月1日
- (2)～(5) 〔略〕

附 則 (平成19年3月29日本部訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月26日本部訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月14日本部訓令第21号)

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日本部訓令第7号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月19日本部訓令第9号)

この訓令は、令和2年3月2日から施行する。

附 則 (令和3年2月12日本部訓令第1号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年2月12日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和4年3月17日本部訓令第4号)

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

航空機支援要請書(別記様式第1号)

航空機支援要請承認簿(別記様式第2号)

誓約書(別記様式第3号)

航空機臨時発着場候補地調査表(別記様式第4号)

航空機搭乗記録表(別記様式第5号)

誓約書

航空機の搭乗に当たっては、次のとおり誓います。

機長及び関係係員の指示に従って行動し、事故による損害については、当方において処理し、貴本部には迷惑をかけません。

住所

氏名

航空機臨時発着場候補地調査表

警察署

臨時発着場名					
所在地	地名地番				
	所有者 又は占 有者	住所 電話番号			
		氏名		職業	
土地の 状況	面積			標高	
	土質				
恒風方向 (年間平均風速)					
付近障害物の状況 (送電線、建物、植木等)					
その他参考事項					
臨時発着場付近略図			臨時発着場見取図		

